

## 第1章 都市計画マスタープランについて

---



# 第1章 都市計画マスタープランについて

## 1. 都市計画マスタープランの位置づけ

### 1) 策定の背景

高砂市では、都市計画の指針となる高砂市都市計画マスタープランを平成9年5月に策定し、都市計画を推進してきました。

しかし、策定後10年以上が経過し、高砂市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、少子・高齢化や人口減少、防災対策、環境問題、ユニバーサルデザインの推進、景観保全、広域連携など様々な問題に直面しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からは、「安全・安心のまちづくり」へのより一層の取り組みが求められています。

さらに、兵庫県では上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が見直され、高砂市においてもまちづくりの指針として第4次高砂市総合計画を策定したところでもあります。

こういった諸事情に鑑み、高砂市の新たな都市づくりの方針を明らかにする必要があります。

### 2) 策定の目的

高砂市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、社会・経済情勢を踏まえるとともに、高砂市総合計画や東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）など上位・関連計画との整合を図りながら、今後（おおむね20年）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

#### 都市計画マスタープランの位置づけ

##### 〔都市計画法第18条の2〕

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### 3) 役 割

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下のような役割を持っています。

#### ◆まちづくりを進める指針

高砂市の概況や市民の意向、高砂市総合計画などの上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、市民や行政、地域などが協働でまちづくりを行う指針となります。

#### ◆個々の都市計画における相互調整

将来の都市像に基づき、土地利用、道路網や公園・緑地、下水道などの施設整備、市街地整備や環境・景観の形成などのまちづくり事業、防災対策事業などについて、都市計画相互の調整を図ることができます。

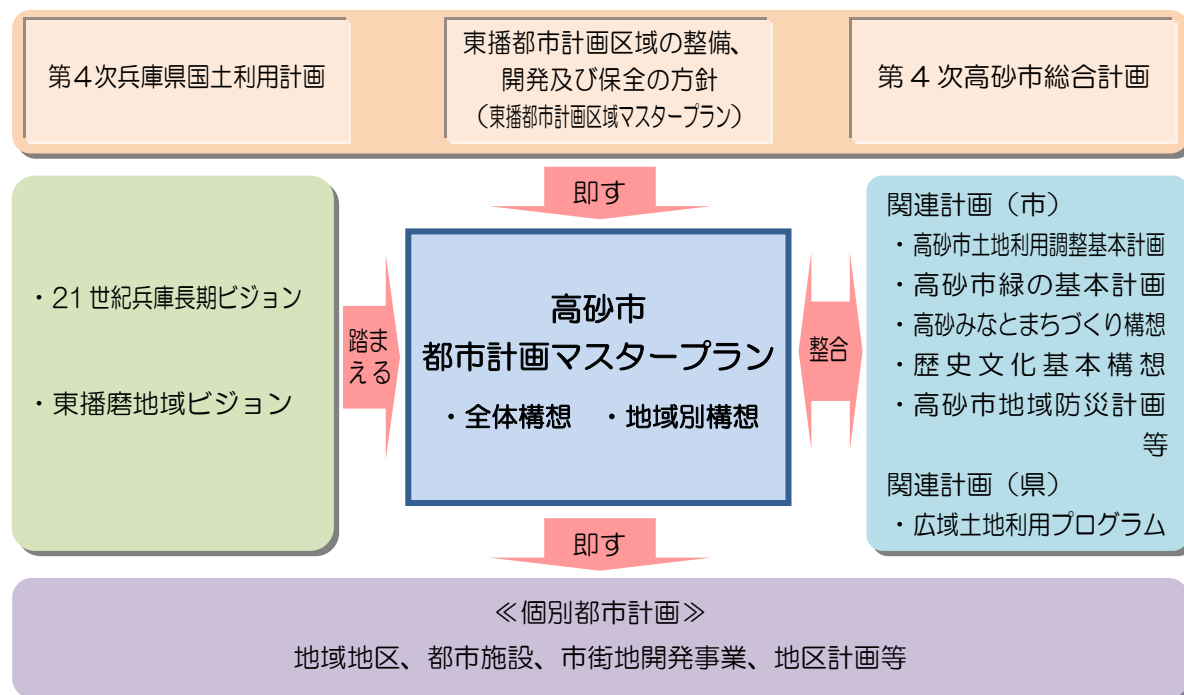
#### ◆個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

都市計画を進めていくには、高砂市都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市像などの基本方針に即したものであることが必要であり、都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

### 4) 各種計画との関連

高砂市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、「第4次高砂市総合計画」等の上位計画に即するとともに、高砂市に関連する各種計画と整合を図っています。

#### ■各種計画との関連



## 5) 前回計画の検証

本計画は、前回策定の高砂市都市計画マスタープラン（平成9年）の方針に基づき取組んできた主な都市計画等の内容について整理・検証をした上で、社会・経済情勢の変化等を十分に踏まえながら策定するものです。

### (1) 主な都市計画等の成果

#### ①土地利用等

| 名称等            | 概 要                                  | 年月日                                                                      |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 用途地域の都市計画変更    | ・準工業地域から住居系用途地域へ【米田】                 | H13. 2. 22 変更告示                                                          |
|                | ・住居系用途地域から工業地域へ【高砂】                  | H13. 2. 22 変更告示                                                          |
| 地区計画の都市計画決定・変更 | ・高砂工業公園地区計画【荒井】                      | H11. 8. 23 決定告示<br>H13. 2. 22 変更告示                                       |
|                | ・高砂ユー・アイ・タウン地区計画【高砂、荒井】              | H 9. 12. 9 決定告示<br>H13. 2. 22 変更告示<br>H16. 2. 17 変更告示<br>H20. 5. 20 変更告示 |
| 景観形成地区の指定      | ・歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区、まちなか景観形成地区【高砂】 | H18. 9. 1 指定告示                                                           |

#### ②都市施設等

| 名称等         | 概 要              | 年月日              |
|-------------|------------------|------------------|
| 都市計画道路の変更   | ・大塩曾根線の都市計画決定    | H10. 6. 23 決定告示  |
|             | ・伊保曾根停車場線の都市計画変更 | H10. 6. 23 変更告示  |
| 都市計画道路等の整備  | ・沖浜平津線（米田工区）の完了  | H12 供用開始         |
|             | ・沖浜平津線（南工区）の完了   | H15 供用開始         |
|             | ・沖浜平津線（古新工区）の完了  | H20 供用開始         |
|             | ・沖浜平津線（小松原工区）の着工 | H20. 12. 16 認可告示 |
|             | ・浜幹線（千鳥橋）の改良     | H21 供用開始         |
|             | ・宝殿荒井線の延伸（神鋼前道路） | H20 供用開始         |
| 都市計画公園の整備   | ・市ノ池公園の整備        | H15. 4. 1 全面供用   |
| その他の公園緑地の整備 | ・あらい浜風公園の整備      | H18. 11. 19 供用開始 |

#### ③市街地整備等

| 名称等   | 概 要        | 年月日      |
|-------|------------|----------|
| 大規模開発 | ・高砂工業公園の造成 | H14 分譲開始 |

### (2) 継続、休止等の主なもの

| プロジェクト名称                      | 進捗状況 | 備考                                |
|-------------------------------|------|-----------------------------------|
| JR 宝殿駅南のまちづくり                 | 継 続  | ・駅前ロータリーは整備済み<br>・駅舎、自由通路はバリアフリー化 |
| JR 曾根駅周辺のまちづくり<br>駅南からのアクセス改善 | 継 続  | ・駅舎はバリアフリー化                       |
| 山陽電鉄高砂駅南のまちづくり                | 継 続  | ・駅舎はバリアフリー化                       |
| (都)農人町線の整備                    | 休 止  | ・踏切付近の交差点処理が課題                    |
| 特定保留地区（阿弥陀、北浜北部など）            | 凍 結  | ・特定保留制度がなくなった                     |
| 小松原土地区画整理                     | 継 続  | ・都市計画道路整備に併せたまちづくりを検討中            |
| 青池土地区画整理                      | 凍 結  | ・都市計画道路廃止                         |
| 図書館等文化施設建設計画                  | 継 続  | ・米田地域で検討中                         |
| 明姫幹線南地区のまちづくり                 | 継 続  | ・まちづくり協定を締結<br>・調整区域のまちづくりを検討中    |

## 2. 計画の対象と構成

### 1) 計画の対象

本計画の対象区域は、市域全域が東播都市計画区域に含まれることから、高砂市全域とします。

### 2) 目標年次

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東播都市計画区域マスタープラン）は、おおむね20年後の都市の将来像を展望した上で策定し、具体の整備についてはおおむね10年後を目標として設定しています。（都市計画運用指針；国土交通省）

これを踏まえ、本計画は、おおむね20年後の都市のあるべき姿をえがくことを目標とし、平成42年を目標年次とします。

なお、都市施設等の具体的な整備方針については、おおむね10年後の平成32年を目標とします。

また、高砂市総合計画など上位計画との整合性、都市環境や社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。



### 3) 策定の流れと構成

